

答 申 第 1 0 8 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和8年3月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和7年2月16日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県動物愛護推進センター「あすまいる」（以下「センター」という。）で作成、取得された犬・猫の譲渡に関する文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年3月13日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「犬譲渡申込書」及び「猫譲渡申込書」である。このうち、実施機関が非開示とした情報であって審査請求人が開示を求めている情報（以下「本件非開示情報」という。）は以下のとおりである。

- ①申込者の住所（市町名までの部分）
- ②年齢（申込者、主に世話をを行う人）
- ③犬・猫の飼養を希望する理由
- ④犬・猫の飼育経験（飼育歴）
- ⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）
- ⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）
- ⑦住宅の状況（持ち家、それ以外）

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本請求は、犬・猫の譲渡事業に関する改善要望のために譲渡の現状を把握することを目的としている。過去にも同様の開示請求で得られた情報に基づき県へ改善要望を行っているが、今回は前回開示された情報が一転して非開示とされた。譲渡申込書に記載された情報は、譲渡事業を検証し不適切な譲渡の常態化を防ぐためにも欠かせない情報である。

本件非開示情報は、以下の理由により開示されるべきである。

「①申込者の住所（市町名までの部分）」は、市町名までを開示しても特定の個人が識別できる情報ではなく、譲渡申込書の内容との関連において何らかの意義があるわけでもない。

「②年齢（申込者、主に世話をを行う人）」は、特定の個人が識別できる情報ではなく、譲り受けた犬・猫を終生世話できるか、譲渡の可否を左右する影響の大きい情報である。

「③犬・猫の飼養を希望する理由」は、審査請求人は開示された情報を公表したり、本人等に確認したりすることは予定しておらず、特定の個人の権利利益が害される実質的なおそれはない。また、譲受人の選定には慎重さが求められるため、開示して適正な事業運営に繋げる公益上の必要性は大きい。

「④犬・猫の飼育経験（飼育歴）」は、あまりにも短い場合は飼育経験があると判断できない場合もあるため、他の情報との総合的な考慮が必要な情報である。

「⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」や「⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」は、今以上に増やして適切な飼育ができる状況か、他の情報も踏まえて慎重な検討が必要となる情報である。

「⑦住宅の状況（持ち家、それ以外）」は、持ち家でない場合、生活拠点が変わるリスクが高く、その影響も大きいので、現在の飼育状況も考慮した慎重な検討が必要な情報である。

上記④～⑦の情報について、審査請求人は近親者や地域住民であれば知り得る情報を保有しておらず、譲渡申込書に記載の情報と組み合わせることやその他の情報（犬猫譲渡者名簿、犬猫譲渡台帳、センターの公式ホームページ、SNS など）と照合したとしても特定の個人を識別できない。

また、犬・猫の譲渡は、譲受人のみならず同居人や近隣住民の生活にも影響を及ぼすおそれがあるため、申込者の身体能力や生活状況に見合った譲渡が行われるよう検証し、改善を求めることは「人の生命、身体、健康、生活又は環境の保護」に資することから、公益性の観点からも開示すべきである。

事務事業情報に該当するとの実施機関の主張について、審査請求人は申込書の情報を検証し、県に譲渡要件等の改善を求めることを目的としており、申込者に対して何らかの要求をするものではなく、情報を不特定多数に公開する予定もないため、実施機関と申込者の信頼関係を破壊する要素はない。

また、過去に同様の開示請求を行った際は、氏名・住所・電話番号・主に世話をを行う人の氏名のみが非開示とされており、開示された情報に基づき譲渡事業の改善を求める要望を行ってきたが、譲渡申込の妨げの根拠となる事実は認識できず、これによる申込数の減少も認められない。

よって、開示により「譲渡事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」との実施機関の主張は根拠に欠ける。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

本件対象公文書は、県の譲渡マニュアルに基づき、申込者の飼育環境等の確認のため、申込者自身によって提出されたものであり、本件非開示情報は、以下のとおり非開示事由に該当する。

（1）条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

「①申込者の住所（市町名までの部分）」は、住所を分割して判断することはできず、

住所全体が個人識別情報に該当する。

「②年齢（申込者、主に世話を行う人）」は、氏名、生年月日等と同様に特定の個人が識別され得る情報である。

「③犬・猫の飼養を希望する理由」は、譲渡申込者の個人的な心情など、個人の人格と密接に関係する情報であり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではなく、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

「④犬・猫の飼育経験（飼育歴）」、「⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」、「⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」及び「⑦住宅の状況（持ち家、それ以外）」は、これら単独では特定の個人を識別することはできないが、本件対象公文書に記載されている他の情報（譲渡申込日、譲渡を希望する犬・猫の種別等）、本件対象公文書以外に開示した公文書に記載された情報、当センターの公式ホームページ等に掲載された犬・猫の情報（写真、ニックネーム等）、当該個人の近親者、地域住民等であれば知り得る動物の飼育状況等の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報である。

なお、これらの情報は特段法令等または慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報や人の生命、身体、健康、財産、生活、または環境を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められない。

（2）条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

譲渡申込者は当センターとの信頼関係において譲渡申込者の私生活や内心に関する情報をこれらの書類に記載していることから、これを公にすることにより譲渡申込者との信頼関係が損なわれ、譲渡事業の実施に必要な理解、協力が得にくくなるなど、譲渡申込の妨げ及び申込の減少につながり、譲渡事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本決定は妥当である。

6 審査会の判断

（1）基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の person 権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人に関する情報）本文の該当性について

実施機関は、本件非開示情報は、いずれも本号に該当するものであると主張していることから、以下のとおり、まず、本件非開示情報の本号本文該当性を検討する。

ア ①申込者の住所（市町名までの部分）について

審査請求人は、住所のうち市町名までを開示することをもって特定の個人を識別することはできないと主張する。

一方、実施機関は、住所は全体として一体不可分であり切り離すことはできないと主張する。

実施機関の主張するとおり、住所は、氏名、電話番号等と同様に、全体として特定の個人を識別する情報の一部を構成するものである。

条例第9条第2項の個人情報に係る部分開示の規定は、個人識別情報のうち、個人の権利利益を侵害する部分を除いて開示することにより、個人情報の保護に支障のない範囲で情報の公開を図る趣旨であると解され、住所の一部である市町名を切り離して開示することは、同規定の趣旨に沿うものとはいえない。

したがって、当該情報は条例第7条第2号本文に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ ②年齢（申込者、主に世話をを行う人）

審査請求人は、年齢だけをもって特定の個人を特定することはできないと主張する。

一方、実施機関は、年齢は、氏名、生年月日等と同様に個人識別性を有すると主張する。

確かに、年齢については、それだけをもって直ちに特定の個人が識別される情報ではないが、後述エにおいて当審査会が開示すべきと判断した情報や本件対象公文書以外の開示した公文書に記載された情報等の他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められるのであり、本号本文を定めた趣旨（個人に関するプライバシー等の person 権保護）からも原則として開示すべきではないと考えられる。

したがって、当該情報は条例第7条第2号本文に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ ③犬・猫の飼養を希望する理由について

審査請求人は、開示された情報を公表するものではないため、特定の個人の権利利益が害される実質的なおそれはないと主張する。

一方、実施機関は、譲渡申込者の個人的な心情など、個人の人格と密接に関係する情報であり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではなく、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると主張する。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、当該情報には、譲渡を希望するに至った申込者の個人的な心情等が記載されていることが認められる。

実施機関の主張するとおり、当該情報は個人の人格と密接に関係する情報であり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではなく、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、当該情報は条例第7条第2号本文に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ ④犬・猫の飼育経験（飼育歴）、⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）、⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）、⑦住宅の状況（持ち家、それ以外）について

審査請求人は、自身は近親者や地域住民であれば知り得る情報を保有しておらず、譲渡申込書の情報やその他の情報と照合したとしても特定の個人を識別できないと主張する。

一方、実施機関は、これら単独では特定の個人を識別することはできないが、本件対象公文書に記載されている他の情報、本件対象公文書以外に開示した公文書に記載されている情報、センターの公式ホームページ等に掲載された犬・猫の情報及び当該個人の近親者、地域住民等であれば知り得る動物の飼育状況等の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ると主張する。

確かに、譲渡された犬・猫の種別や写真、譲渡日等の情報と当該情報を組み合わせることにより、近隣住民等の特定の関係者であれば、当該申込者を識別できる可能性は否定できない。

この点、条例第7条第2号における個人識別性の判断は、特定の個人について特別の情報を有しない一般人（以下、「一般人」という。）が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断することを原則とする。なお、近隣住民については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて個別に判断する必要があるが、開示される情報に基づいて相当広範な地域住民が特定の個人を識別し得ることとなる場合を除き、一般人に含めるのは相当ではない。

ただし、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする同号の趣旨や、条例第3条において個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされるこ

とがないよう最大限の配慮が求められていることからすれば、一般人であれば特定の個人を識別できない場合であったとしても、特別の情報を有する関係者によって特定の個人が識別され、その結果、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の権利利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合には、特定の情報を有する関係者を基準に判断するのが相当な場合もある。

以上を踏まえると、前述アのとおり、住所を非開示妥当と判断した状況においては、一般人のみならず、たとえ当該個人の近親者であっても、直ちに特定の個人を識別し得る蓋然性が高いとは言えない。また、個人の権利利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性も認められない。

しかしながら、「⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」及び「⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」が極めて特殊な飼育状況である場合には、当該情報を開示することにより相当広範な地域住民及び当該個人の近親者が特定個人を識別し得る蓋然性は高いと認められる。

ここでいう「極めて特殊な飼育状況」とは、例えば、一般家庭では飼育が稀な動物を飼育している場合、一般的とは認められないほどに多数または多種の動物を飼育している場合、あるいは特定の資格や許可を要する動物を飼育している場合など、その飼育状況自体が社会通念上特殊で、相当広範な地域住民が当該個人を識別するに足りる特徴となり得る場合を指すものであり、これらについては非開示とすべきである。

したがって、「⑤犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」及び「⑥犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」については、実施機関において再度精査のうえ、極めて特殊な飼育状況にあると認められるものについては、原処分のとおり非開示を維持することが妥当であるが、それ以外の部分は開示が妥当である。

(4) 条例第7条第2号（個人に関する情報）ただし書ロの該当性について

次に、本号ただし書の該当性について検討する。

審査請求人は、本請求は、犬・猫の譲渡事業の現状を把握することを目的としているため、本件非開示情報は譲渡事業を検証し不適切な譲渡の常態化を防ぐためにも欠かせない情報であり、犬・猫の譲渡は、譲受人のみならず同居人や近隣住民の生活にも影響を及ぼすおそれがあることから、公益性の観点からも開示すべきと主張する。

一方、実施機関は、公益性の観点からも、本件非開示情報は公にする情報ではないと主張する。

本件非開示情報のうち、これまでに当審査会が非開示妥当と判断した情報は、「申込者の住所（市町名までの部分）」、「年齢（申込者、主に世話を行う人）」、「犬・猫の飼養を希望する理由」、「極めて特殊な飼育状況における犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」及び「極めて特殊な飼育状況における犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」（以下、「当審査会が非開示妥当と判断した情報」）であり、これらについて本号ただし書きロの該当性を検討する。

確かに、審査請求人が主張するように、譲受人の生活状況等に見合わない譲渡が行われれば、結果として動物の生命や健康が脅かされたり、不適切な飼育や遺棄などにより

周辺の生活環境が悪化するおそれがあることから、譲渡事業の透明性を確保し、その適正な運営を県民が検証することに一定の公益性があるといえなくはない。

しかしながら、当審査会が非開示妥当と判断した情報については、直接的な個人識別情報や個人の心情等に関わるプライバシー性の高い情報であり、これらの情報を開示することは、譲渡申込者個人のプライバシーを侵害し直接的な不利益を生じさせるものである。

情報公開制度は、目的を問わず何人に対しても等しく情報を公開することを趣旨としており、当該情報の開示による公益と開示されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、これらの情報が、何人にも等しく公開されるべきであるとするほどの公益上の必要があるとはいえない。

したがって、当審査会が非開示妥当と判断した情報は条例第7条第2号ただし書口には該当しない。

(5) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(6) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

審査請求人は、本件非開示情報の大半は過去の同様の請求時には開示されているものであり、それによる譲渡申込の妨げの根拠となる事実はなく、著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は根拠に欠けると主張する。

一方、実施機関は、本件非開示情報を開示すると譲渡申込者との信頼関係が損なわれ、譲渡申込の妨げ及び減少につながり、譲渡事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

本件非開示情報のうち、これまでに当審査会が開示妥当と判断した情報は、「犬・猫の飼育経験（飼育歴）」、「極めて特殊な飼育状況を除く犬・猫の飼育状況（飼育頭数）」、「極めて特殊な飼育状況を除く犬・猫以外の飼育状況（動物種、飼育頭数）」及び「住宅の状況（持ち家、それ以外）」（以下、「当審査会が開示妥当と判断した情報」）であり、これらについて本号の該当性を検討する。

確かに、譲渡申込書の内容は、開示されないことを前提に記述しているものと考えられるため、開示されることにより、譲渡申込者が不快感や不安感を抱くことは否定でき

ない。

しかしながら、動物の譲渡という公の事務において、譲渡申込者は、個人が特定されない範囲でその申込情報が事業の適正性を検証するために利用され得ることを、甘受せざるを得ない立場にあるとも解される。

現に審査請求人が主張するとおり、過去の開示によって申込が減少した等の具体的な支障が生じた事実は実施機関からも示されていない。

これらの事情を総合的に勘案すれば、これらの情報を開示することによって、譲渡申込者との信頼関係が損なわれ、譲渡事業の遂行に著しい支障が生じるとまでは認められず、当審査会が開示妥当と判断した情報は本号には該当しない。

(7) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、審査会として次のとおり意見を述べる。

本件は、実施機関において過去の同一の請求者からの同種の開示請求に対し、過去の開示実績と異なる判断がなされている。個人情報保護の要請など社会状況の変化に応じて運用を見直すこと自体は否定されるものではないが、その場合には、なぜ判断を変更するのかについて、請求者に対しより丁寧な説明を行うよう努めることが望まれる。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 6 . 2 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 7 . 7 . 1 6	・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 7 . 7 . 1 7	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 7 . 8 . 5	・ 審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申出書の受理
R 7 . 1 2 . 2 4	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 7 年度第 8 回第 2 部会)
R 8 . 1 . 2 3	・ 審議 (令和 7 年度第 9 回第 2 部会)
R 8 . 2 . 1 8	・ 審議 (令和 7 年度第 10 回第 2 部会)
R 8 . 3 . 2 4	・ 審議 ・ 答申 (令和 7 年度第 11 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。